

多摩各市「まちづくり条例」の比較(基本理念、責務等)

	条例の目的	基本理念等	市、市民、事業者の責務
国分寺市まちづくり条例	まちづくりの基本理念、市民、事業者及び市の責務、まちづくりの仕組み、開発事業に関する手続と基準、都市計画の手続を定めることにより、 市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	(基本理念) 市民等、事業者及び市の協働によるまちづくり 公共の福祉の優先と環境負荷への配慮をしたまちづくり 国分寺崖線の豊かな 自然と文化財の保護	市 ... 基本理念にのっとった施策の策定と実施 情報の提供 意見の反映 市民等のまちづくり活動に対する支援 事業者に対する適切な指導又は助言 市民等... 地域の将来像の共有と、実現のための積極的な取組 市が実施する施策への協力 事業者... 良好な環境を確保するために必要な措置の実施 市が実施する施策への協力
小金井市まちづくり条例	小金井市都市計画マスタープランの基本目標の実現を図るため、市民等、事業者及び市の責務、まちづくりの仕組み、都市計画の手続、建築協定及び開発事業に伴う手続を定めることにより、 安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	(まちづくりの推進) 市民等、事業者及び市は次に掲げるまちづくりの推進に努める ・ 歴史や文化の息づくまちづくり ・ 環境負荷の少ないまちづくり ・ 福祉に配慮したまちづくり ・ にぎわいのあるまちづくり ・ 美しい景観と街並みが楽しめるまちづくり ・ 水とみどり、生きものが共に暮らせるまちづくり ・ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり (地区計画等、建築協定等の活用) 市民等、事業者及び市は、地区計画等 まちづくりに関する法制度の活用 に努める。	市 ... まちづくりに関する基本的かつ総合的な計画の策定と実施 情報の提供 市民等のまちづくり活動に対する支援 事業者に対する必要な指導又は助言 市民等... 主体的なまちづくりの実現への努力 市が実施する施策及び市民主体のまちづくり活動への協力 相手の立場の尊重とまちづくり計画の遵守 事業者... 良好な環境を確保するために必要な措置の実施 市が実施する施策への協力 市民等が目指すまちづくりへの協力 紛争時の誠意ある対応と解決への努力
狛江市まちづくり条例	安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による 望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的とする。		市 ... 協働によるまちづくりを進めるために必要な施策の実施 情報の提供 意見の収集 市民等... 適正な手続に従って決定されたまちづくりの計画の遵守 相手の立場の尊重 事業者... 市民等が安心して暮らせる良質な住環境の創出への努力 市民等が目指すまちづくりへの協力 紛争の解決への努力
清瀬市住環境の整備に関する条例	都市計画マスタープランの実現を図るために必要な事項を定め、市、市民及び事業主の協働により、 豊かな自然を生かした住みよいまちづくりを実現することを目的とする。	(基本的考え方) 公共の福祉の優先と環境負荷への配慮をしたまちづくり 高齢者や障害者等を含む すべてに配慮したまちづくり 武蔵野の 緑と水辺の環境を守り、育み、生かしたまちづくり	市 ... 都市計画マスタープランの実現に必要な施策の策定と推進 情報の提供 意見の反映 市民のまちづくり活動に対する支援 事業主に対する必要な指導又は助言 開発事業に係る紛争の防止と紛争が生じた際の調整 市民等... 都市計画マスタープランの実現に向けたまちづくりの取組 市の施策への積極的な協力 事業主... 良好な環境及び景観の確保への配慮と必要な措置の実施 市の施策への協力 紛争の解決への努力
多摩市街づくり条例	多摩市が市民とともに目指す街づくりの基本理念及び街づくりの推進に必要な事項を定め、 優れた住環境と地域の特性を生かした快適で安心して市民が住み続け、だれもが住みたいと感じる魅力ある街づくりを実現することを目的とする。	(街づくりの基本理念) 充実した都市基盤や豊かな緑を大切に、地域の特性を生かしながら、調和した 街並みや景観などの恵まれた居住環境を守り育てる街づくり 市民、事業者及び市の協働による街づくり 土地基本法の理念を踏まえ、 都市計画マスタープランに基づいた街づくり	市 ... 協働による街づくりを推進するために必要な施策の実施 情報の提供 意見の反映 市民の街づくり活動への支援 事業者に対する必要な助言及び指導 開発事業における紛争の予防及び解決への努力 市民 ... 地域の将来像の共有と実現への取組 市の施策への協力 権利者相互の立場の尊重 事業者... 基本理念に基づき、良好な環境の確保に必要な措置の実施 市の施策への協力 紛争の予防と解決への努力
西東京市人にやさしいまちづくり条例	市、市民、事業者等の役割と責務を明らかにし、人にやさしいまちづくりを進めていく上での基本的事項並びに開発事業に伴う手続並びに開発許可の基準及びその他の基準を定めることにより、 人にやさしいまちづくりを総合的に推進することを目的とする。	(基本理念) 市民、事業者及び市の協働によるまちづくり 公共の福祉の優先と環境負荷への配慮をしたまちづくり 市の定める 緑化に関する計画に基づいたまちづくり 高齢者・障害者を含む すべての市民が障壁がなく自由に行動できるまちづくり	市 ... 人にやさしいまちづくりに関する施策の策定と実施 基本理念にのっとった市の施設の整備 人にやさしいまちづくりに関する情報の提供、啓発活動等の実施 市民 ... 人にやさしいまちづくりへの理解と実現に向けた取組 人にやさしいまちづくりに関する市の施策への参加と推進 事業者... 人にやさしいまちづくりへの理解と実現に向けた取組 人にやさしいまちづくりに関する市の施策への参加と推進 条例の遵守と市の施策への協力